

答 申 書

令和5年3月

牛久市下水道事業審議会

令和5年3月29日

牛久市長 根本 洋治 様

牛久市下水道事業審議会
会 長 坂野 喜隆

適正な下水道使用料について（答申）

令和4年2月14日付け牛久市諮問第27号において、適正な下水道使用料について市長より諮問を受け、慎重に議論を重ね意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 使用料改定の必要性について

公共下水道は、健全な衛生環境の実現と水害の防除、公共用水域の水質保全という三つの機能を有する公共性の高い都市基盤施設であり、安定的かつ持続的に下水道サービスを提供することが求められている。

牛久市は、令和3年度末時点において污水管渠延長約385km、雨水管渠延長約125km、ポンプ場4箇所、污水ポンプ室44箇所、雨水ポンプ室13箇所などの下水道施設を所有しており、最も古い施設は昭和51年2月の工事着手以来約47年が経過している。今後、永続的な施設の維持管理に加え、老朽化した施設の更新に要する経費の増加が見込まれており、施設更新についてはストックマネジメント計画を策定し、予防保全型の改築修繕計画をたて、費用の平準化を図ろうとしている。

一方で、牛久市の下水道使用料については、平成9年の改定以来25年以上据え置かれており、現在の使用料体系を維持した場合の収入は、人口の減少や節水機器の普及等による使用水量の減少に伴い今後減少が見込まれる。

また、牛久市公共下水道事業は公営企業であり、事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則に従い経営されるべきであるが、牛久市の経費回収率は、令和3年度実績で約87%となっている。そのため、不足する経費を一般会計からの繰出基準外の繰入金によって補填している状況である。

今後、経費回収率はさらに低下することが予測され、健全な事業運営及び安定的な下水道サービスを行うためには、下水道使用料の改定が必要であると判断した。

2. 改定率について

使用料の算定期間については、一般的には3年から5年程度に設定するのが適当と言われており、今回の算定期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とした。

また、使用料の見直しにあたっては、使用料算定期間中に生じる使用料対象経費のうち、公費負担分を除いた経費を下水道使用料で全て賄うものとして算定した。

その結果、改定率は平均で30%程度とすることが妥当であると判断した。

3. 使用料体系について

牛久市における現行の使用料体系は、10m³までの「基本料金」と4段階の「超過料金」を併用していたが、節水意欲の阻害という問題を是正するため、細分化し6段階とした。

基本料金については、使用水量に関わらず発生する経費の一部を各使用者に均等に賦課するものであり、改定率30%で改定することが妥当であると判断した。

超過料金については、使用水量毎の使用料に負担の偏りがないように、小口利用者の負担軽減を考慮しつつ、大口利用者に対する負担の適正化を図り、増率の一定程度の緩和を行い、使用者の理解が得られるよう、負担の公平性確保に努めた。

以上のことを踏まえた下水道使用料体系の現行と改定案を表1に示す。

4. 使用料の改定時期について

早期に改定することが望ましいが、市民への周知期間を十分に確保することを考慮し、令和6年4月1日に行うことが妥当であると判断した。

(附帯意見)

1. 経営の健全化

今回の使用料改定による収支の改善は、経営戦略に掲げられた事業計画と経営基盤強化策が着実に実施されることが前提である。そのため、的確に経営状況を把握するとともに、検証と評価、必要な見直し等を行いしっかりとした戦略を持ってさらなる経営の健全化を図られたい。

2. 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民と情報を共有し相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解を得るよう、情報を公開し周知に努められたい。

表 1

牛久市公共下水道使用料金表

(消費税抜き)

区分	水量	改定前	改定後
基本料金	10 m ³ まで	1,000円	1,300円
超過料金 (1 m ³ につき)	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	100円	127円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで		140円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	120円	153円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	140円	166円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	160円	181円
	200 m ³ を超えるもの		196円

牛久市下水道事業審議会 委員名簿
(令和4年1月27日～令和6年1月26日)

(敬称略)

役職	氏名	区分	所属及び役職	任期
会長	坂野 喜隆	学識経験者	流通経済大学法学部 教授	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
副会長	丸岡 恵梨子	学識経験者	流通経済大学経済学部 准教授	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	久保 善慎	学識経験者	明治大学経営学部	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	徳生 明正	学識経験者	牛久市商工会会長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	橋本 彊	学識経験者	牛久市区長会会長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	柳井 秀之	受益者代表	牛久市区長会副会長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	宋塚 謙輔	受益者代表	下町行政区長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	幕内 文男	受益者代表	田宮行政区長	令和4年1月27日～ 令和4年11月30日
委員	村松 功岳	受益者代表	田宮行政区長代理 副区長	令和4年12月1日～ 令和6年1月26日
委員	大峰 正憲	受益者代表	向台行政区長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	大橋 澄子	受益者代表	かわはら台行政区長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	保科 久子	受益者代表	さくら台行政区長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	中井 康陽	受益者代表	ひたち野行政区長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	好川 富巳稔	受益者代表	栄町行政区長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	湯原 康夫	受益者代表	ひたち野中央行政区長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	二俣 直時	受益者代表	下根ヶ丘行政区長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日

委員	滝本 昌司	市の関係者	牛久市 副市長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	植田 裕	市の関係者	牛久市 総務部長	令和4年1月27日～ 令和4年3月31日
委員	飯野 喜行	市の関係者	牛久市 総務部長	令和4年4月1日～ 令和6年1月26日
委員	小川 茂生	市の関係者	牛久市 市民部長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日
委員	山岡 孝	市の関係者	牛久市 環境経済部長	令和4年1月27日～ 令和6年1月26日

審議経過

開催回	開催日時	開催場所	審議内容
第1回	令和4年1月27日(木)	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・牛久市下水道事業審議会委員の決定 ・会長、副会長の決定 ・適正な下水道使用料について(諮問)
第2回	令和4年3月28日(月) 午後1時30分 ～午後2時45分	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・牛久市公共下水道事業の概要について
第3回	令和4年6月28日(火) 午後1時30分 ～午後2時45分	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の老朽化の現状と対策について ・下水道事業の会計制度と財源について
第4回	令和4年9月2日(金) 午後1時30分 ～午後2時45分	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・牛久市公共下水道事業の令和2年度決算結果について ・牛久市の下水道使用料及び他市町村の状況について
第5回	令和4年10月25日(火) 午前10時00分 ～午前11時45分	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・牛久市公共下水道事業経営戦略について ・適正な下水道使用料の検討について
第6回	令和4年12月23日(金) 午前10時00分 ～午前11時45分	牛久市役所 保健センター 2階 研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の改定案について
第7回	令和5年2月24日(金) 午後1時30分 ～午後2時45分	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の改定について ・使用料体系の周知方法について
第8回	令和5年3月29日(水) 午前10時00分 ～午前11時00分	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について